

「基本的対策徹底期間における対応」（令和3年12月1日以降）に伴う
 主な市内公共施設の利用について

令和3年11月30日（火）（午前11時00分～午前11時40分）に国立市健康危機管理対策本部会議を開催し、令和3年12月1日（水）以降の「基本的対策徹底期間における対応」に伴う主な市内公共施設の利用について、下記のとおり決定いたしました。

記

1 基本方針

令和3年11月25日（木）に東京都が示した「基本的対策徹底期間における対応」に準じて、定員の収容率等について緩和していく。なお、個別の詳細については、対象施設の使用状況や他市の状況等を勘案して所管部署で判断していくものとする。

2 期間

令和3年12月1日（水）0時から都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

3 主な市内公共施設の利用について

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された対象施設の利用については下表のとおり。
下線部は前回からの変更点。

施設名	利用状況
国立市公民館	開館（収容率は <u>100%</u> ）
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民 芸術小ホール	開館（収容率は約100%） 一部スペースを除くほか、イベント内容によって異なる。
くにたち市民総合体育館	開館（一部スペースを除くほか、収容率は <u>100%</u> ）
学校開放	通常利用
くにたち郷土文化館	開館
・コミュニティ施設（集会所・福祉館・防災センター） ・プラザ貸室	開館
公園	通常利用
くにたち福祉会館	開館

以上